

徳島県総合計画審議会「宝の島・とくしま創造部会」会議録

I 日時 平成24年1月18日(水) 13:30~15:30

II 会場 県庁10階 大会議室

III 出席者

【部会委員】14名中 13名出席

住友武秀部会長、近藤宏章副部会長、青木正繁委員、宇山孝人委員、
榊野千秋委員、山上敦子委員、岩野倫子委員、真田純子委員、飛田久美子委員、
唐渡義伯委員、永本能子委員、美馬ゆかり委員、村上幸二郎委員

【県】企画総務部長、政策企画総局長、各部局主管課長 ほか

IV 会議次第

1 開会

2 議事

(1) 「いけるよ！徳島・行動計画」の改善見直し(素案)について

(2) その他

《配付資料》

資料① 意見、提言等への対応について

資料② 「いけるよ！徳島・行動計画」(平成24年度版)の改善見直し(素案)

V 議事概要

1 開会

2 議題

(1) 「いけるよ！徳島・行動計画」の改善見直し(素案)について

(2) その他

3 意見交換

(青木委員)

本日の資料について、前回の部会のまとめをしっかりと、しかも見やすく「対応内容」欄にまとめていただいた。また、担当部局名も資料に出していただき感謝したい。

私個人のことではあるが、昨年12月13日の部会において話をした阿南防災士の会が立ち上がった。これに関し、「自主防災組織」について、今後の対応として、「南部防災館の研修・講座等の受講者数」の目標を一気に増やしていただき、感謝したい。

この講座に関しては、現場に活かせるような、実際に起こったらこのように行動するんだといった知識や技術についての講座が、今後必要なのではないかと思う。是非、ただ単に増やすだけではなく、しっかりとした講師の選定もしていただき、実際に役立つような講座、そして魅力のある講座をお願いしたい。

また、お酒のことだが、昨年、徳島新聞に「幸福度」について、土佐経済同友会が、例えば一人当たりの酒類消費量や、仲間と飲む回数を指標として出している。ぜひ、そういった県独自の指標を、こうして数値として出していくことも大事であり、今後の参考にしていだければと思う。

もう1点だけ、教育の分野で、「宇宙教育」をぜひ進めていただきたい。(総合計画審議会)本会でも言うつもりであるが、阿南市の教育委員会でJAXAとコラボレーションして、教育に「宇宙教育」を入れていくということが進んでいるようだ。ぜひ、県としても、まなびーあ徳島・総合大学校、また教育の現場で「宇宙教育」も、1つの夢として今後取り入れていただければと思う。

(近藤副部長)

「資料2」の12ページ、3-5の「糖尿病の標準化死亡比」の次にある、「阿波踊り体操」の普及事業所数を350から550に見直すということであるが、テレビではよく「阿波踊り体操」を見ており、実際にあれを1クール実施した場合、何カロリーぐらい消費するのか?そうしたことを、わかった上で、この数値目標に?

(健康増進課長)

マラソンと同じぐらいの程度のカロリーが消費されると聞いている。

(近藤副部長)

ちなみに約40分歩いて、だいたい260~300kcalぐらいのカロリー消費だが。

(健康増進課長)

時間当たりの消費エネルギーでは、水泳に匹敵する約300kcalである。「阿波踊り体操」の時間によるが、仮に1時間体操した場合には300kcalとなる。

(岩野委員)

「資料2」の2ページ、2-5「障害者雇用促進条例」について、10ページ、2-5「とくしまジョブステーションを活用した若年者の就職者数の数値目標の上方修正」などの就職や雇用といわれるところについての全般的な話であるが、雇用については、就職者数をアップさせるために、具体的な数字を積み上げていると思う。その結果が、最終的には、有効求人倍率を年平均1.00にもってくるということに表れると読んだ。

というのが、「資料1」の9ページ、2-5「新たな雇用と働きやすさとくしまづくり」の122番、有効求人倍率が平成22年に1.00にもってこれなかったのが未達成として、評価はCとなっている。また、この「いけるよ！徳島・行動計画」を見ると、これもやはり有効求人倍率を1.00にもってくると目標にある。これはとても怖い数字だということで、(勤務先の)所内でも話していたのだが、この有効求人倍率を1.00にもってくるといふ、そもそもの根拠というか、結果として、1.00にもってくれば成功なのかと、仮に、1.00にもってこれなかったらC判定なのかということ。

ご存知のとおり、今は日本全体の雇用が悪く、徳島の雇用は調整して0.93、全国に徳島より良い所は、5つしかない。そうであれば、徳島は今の状態でものすごく雇用は安定していると思うし、かつ、調整しなければ1.00に限りなく近い。

というのは、ご存知だと思うが、求職者が減っている、職を求める人がどんどん減っているため。それはなぜかということ、みんな働くことを諦めているからではないか。

求職することを止めているのではないかという分析も、実は今やりかけているところだが、その結果として、例えば失業保険や生活保護、そういったものも増えていくのではないか。しかし、結果としては、(有効求人倍率は)1.00に限りなく近づいている。

例えば、障害者の方、若年層の方、母子家庭の方とか、その数値を積み上げていくこと

は凄く重要なことだと思うが、その結果として有効求人倍率1.00を目指すという根拠を教えてください。これは、なくても良いのではないかという気がする。そうしないと、また一人歩きして、1.00を達成できなかったからC判定というのは、せっかく雇用を頑張っているのに悲しいというか、ちょっとおかしいのではないかと思う。

(労働雇用課長)

岩野委員から、有効求人倍率1.00という目標は怖いのではないかという指摘であった。あくまで有効求人倍率は数字のマジックであり、求人数・求職者の率によって決まる数字である。その間には、色々な要素が隠れている。

県の目標として1.00を目指すのは、雇用の確保あるいは職場での離職をさせないといった様々な対策を行い、1.00を目指すという大きな方針があるため。

なぜ1.00を目指すのかというと、岩野委員が言われたように（本県の有効求人倍率は）0.93で、全国第5位であり、四国では、お隣の香川県が1.00を超えている。香川県が1.00を超えて、それで目標を達成したのかといえば、香川県についてはまだまだかと思う。本県においては、まだ1.00を達成していないので、これから1.00を達成すべく色々な施策を駆使して、求人を増やしていくということを考えている。その分野でどのようなことを考えるのかといえば、企業誘致あるいは新規雇用が見込める福祉のような面を拡大していくことも考えている。

あと、求人・求職の関係で、求職をしないのではないかというご指摘もあったが、駅の5階にハローワークとジョブステーションがあり、そこで若者のニート対策などの各種対策を行っている。

併せて、委託により、「パーソナルサポート」として、昭和町3丁目で、個人に寄り添ったような形で、これからどのような方法で行えばよいかという実験的なことも行っている。こうした方策により、これから県の雇用情勢が悪化しないような方向性を色々考えていきたい。

回答になっているかどうか分からないが、最終的な目標というよりも、1.00を超える目標があれば、とにかく職を求めている方には、それだけの職場がある状態が理想的な状態だろうということ。

(岩野委員)

これ(有効求人倍率)も、もちろん地区によって、徳島県内でも違う。それを本当に“十羽一絡げ”に、徳島県で1.00というのは強引なような気がする。例えば、西部や南部に分けて、細かくトリートメントしていかないと。一部の大手企業がドンと求人すれば、1.00なのかと。やはり数字のマジックのような気がする。こうした地域ごと、企業規模ごとの細かいトリートメント、その辺りについては、検討しているのか。

(労働雇用課長)

地域ごとのミスマッチ、数字のトリックとの話を頂いた。確かに、徳島周辺部では1.00を超えた状況、また、鳴門が良くて、県南部もかなり良い状態である。そして、県西部が、県平均に比べると、かなり下回っている状況である。

そうした状況から、県西部などの数値の低い所には、職場がないということが考えられるので、職場の開拓も含めて労働局・ハローワークと、これから色々な形で連携して、企業誘致等も含めて職場の拡大等に努めてまいりたい。県でできることには限界があるかと思うが、そういうことを目指してやっていきたい。

(美馬委員)

(「資料1」の30ページ)6-4の障害者のところで、高次脳機能障害への支援に関し、地域生活等に関する相談機能の充実や、ネットワーク会議を核とした支援連携体制の充実も図っていくという形で、今後も続いていくようになっている。

ただ、この障害に関しては、障害者手帳は精神障害の領域だが、その中で支援の連携やリハビリ的な機能という点で、我々のような現場でも、なかなか見にくく、利用者が相談に来た時に、どこでフォローしていけば良いのか、いつも迷う部分である。

支援の連携体制の更なる充実を図っていくように(資料に)書かれているが、その辺りの受入れとか研修の機会も沢山あるので、利用者や関係者が相談に来た時に迷わないような支援体制の構築をこれからもお願いしたい。

(保健福祉政策課長)

資料にもあるように、評価としてはC評価を受けている。平成22年度に設置したネットワーク会議を核として、徳島大学の高次脳機能障害支援センター、県下の3病院、家族

会の方にも入っていただき、体制の強化を図っているが、実際のサポートに繋がっているのかと言われれば、これからというところである。

現場に携わっている関係者の皆さんの意見を踏まえ、具体の対策の検討に繋がりたい。

(宇山委員)

「資料1」の44ページ、私の意見に関し、既存施設を有効活用すると書いていただいている。予算がない中でこういう書きぶりになるかとは思いますが、例えば、東工業高校のグラウンド・体育館等々、これは徳島市との関係もあると思うが、どうにかならないか。これから統廃合等々、起こってくるので、そういう設備を考えていただければと思う。

それから教育に関して、少人数学級等、色々努力していただいているが、教育の質の向上、それから児童生徒の学力向上、教職員の質向上に関係して、次の2点についてお願いしたい。

まず第1点は、児童生徒の読解力・表現力・思考力を育てていくために、高校入試にPISA型の入試問題等をできるだけ多く導入できないか。先般、大学入試のセンター試験が終わったが、共通一次試験やセンター試験のように、決まった答えを選ぶ大学入試問題は、じっくり論理的に考えなくても正解することができるので、高校教育を大きく歪めてきたのではないかと、個人的には思っている。

入学試験や定期考査は、どんな人間を育てようとするのか、ということを反映するものである。高校入試に自分の考えを問うようなPISA型の入試問題を導入していただければと思う。単なる知識を問う学力試験ではなく、応用力を見る問題を増やしていただきたい。

PISA型というのは、OECD（経済協力開発機構）による国際的な生徒の学習到達度調査のことであり、日本では国際学習到達度調査とも言い、義務教育終了段階の15歳の生徒を対象に、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシー、問題解決能力を調査するものである。このPISA型の高校入試に関しては、確か2010年度入試において大阪府、青森県、埼玉県、岩手県、神奈川県、栃木県などで、考え方を問う問題が導入されている。

文章から抜き出すというのではなく、自分の言葉で書かせるのが特徴だが、例えば、「自分の考えを書きなさい」とか、「自分の言葉で書きなさい」という設問がある。それで高校入試が変わってくれば、中学校教育・小学校教育が変わってくると思う。更に、出

題し採点する側の高等学校の教育も変わってこようかと思う。

現在、高校入試においては、国語・英語・数学・理科・社会の5教科が行われているが、PISA型入試問題を導入していただきたい。自分の頭で考える子ども、自分の頭で考える教員、これを育成する必要があるのではないか。但し、基礎・基本の習得を怠りなくしていくことも不可欠である。これが1点目。

もう1点。現在、学校5日制が公立学校で行われている。法的な問題もあるが、全ての土曜日を授業日にできないか。学校5日制の弊害であるが、私が教員をしていた段階で学校5日制が導入され、それまで6日間で行っていた授業・行事などを5日間で行うようになり、児童生徒も教員も多忙になり、心身ともに余裕がなくなった。

学校5日制の導入であるが、そもそもは日本の経済発展がもとで、欧米から日本人の働きすぎが非難され、確か1980年代になって大企業を中心に週休2日制が広く採用され、経済界からの要請で1992年に公務員の完全週休2日制が実施された。次いで、公務員だけではダメだということで、公立学校にも週休2日制が導入された。

公立学校の週休2日制では、1992年度から毎月第2土曜日、1995年度から第2・第4土曜日、2002年度から全ての土曜日が休日になった。この公立学校の週休2日制を、学校5日制と呼ぶようになった。更に、その理屈づけのために2002年度（平成14年度）、「子どもたちの教育はゆとりの中で学校・家庭・地域社会がそれぞれ連携しつつ、生きる力を育むものである」との“ゆとり教育”が、2000年から段階的に始められた「総合的な学習の時間」とともに、大きな声で提唱されていった経緯がある。

その結果、週6日間で実施していた授業・学校行事等を週5日間で実施せざるを得なくなり、児童生徒及び教員の負担が増大した。併せて、授業内容の3割削減と、授業時間削減となり、基礎・基本を習得する時間並びに児童生徒に考えさせる時間がなくなった。現在、新学習指導要領の全面実施に伴い、今度は授業時数を増やすということが始まってきた訳だが、これまで以上に過密な時間割を余儀なくされて、児童生徒及び教員の負担が増大しつつあり、今後、さらに増えてくる。

つまり、1週間で行う授業時数、時間割表が過密になったために、学校行事・教育相談等の準備・実施の確保が困難になる。新学習指導要領というのは、小学校で2011年度、中学校では2012年度、高等学校では2013年度からの入学生が完全実施されていき、必要な授業のコマ数は従来の学習指導要領より1～2コマ増えてくる可能性が高い。なお、この学校5日制というのは公立学校だけに施行されており、私立学校は適用外である。

それで、基礎・基本の徹底と自分の頭で考える子どもたちを育成するためにも、学校5日制を止めて、土曜日も授業をしていくことができればと思う。現在、学校教育法施行規則第61条の休業日の項が改定されていないので、法的にはなかなか難しい。ただ、東京都の教育委員会においては、2010年2月に条件付きではあるが、小中学校の土曜日の授業を認めている。県外の埼玉県立浦和高等学校などは、隔週土曜日を授業日としている。

徳島県立学校規則第8条の休業日の項に、これは学校教育法施行規則第61条と同じであるが、休業日として「2 日曜日と土曜日」と定められている。この徳島県立学校規則第8条の変更ができるのであれば、法的には難しい問題があるが、子どもたちの学力向上や教職員の指導力の向上を考えた場合、この2点をご検討いただきたい。

資料1・2には書いていないことではあるが、そういう時期が迫ってきているので、考えていただければと思う。

(教育総務課長)

教育に関する根本的なご指摘を2点いただいた。はじめに、高校入試の内容について、PISA型の入試に変えていくべきではないかとのことのご指摘であった。現在、そのPISAが非常に重視されており、学習指導要領自体が、これは委員も既にご案内のこととは思いますが、読解力や表現力を重視する方向で、今回の指導要領の改訂でも大きく変えられてきた。

また、国で行われている小学生・中学生を対象にした「全国学力調査」においても、どちらかというところこのPISA型に通じるような形で、生徒自身の知識の多寡を問うというよりも、読解力・思考力を問うような形でのテストが、既に全国的に行われてきている。

今の高校入試について、どういうものがPISA型なのかということについては、色々議論があるところだが、私どもとしては小中学校における「全国学力調査」の状況、あるいは学習指導要領自体の考え方などを踏まえながら、また新しい高校入試制度について、毎年度の入試問題を作るなかで、そういった考えも十分に取り入れていきたいと考えている。

それから、2点目は、学校週5日制についてであった。委員からも色々、他県の事例等もご紹介いただいたが、この土曜日の授業については、色々議論があるところ。もちろん保護者の中にも学力の低下や、学校現場における週5日間での負担の大きさを懸念して、「土曜日もやってほしい」という声がある一方で、逆に保護者の中には「土日ぐらいは子

どもたちと一緒に過ごしたい」、あるいは「土日を活用して子どもと一緒に体験活動をしたり、旅行に行ったりしたい」という声もある。

私どもとしては、そういった色々な声があることから、保護者の方や学校現場のご意見も十分に聞きながら、また関係する法令等も十分に精査をしながら、この5日制のあり方について考えてまいりたい。

(宇山委員)

色々な声があるかと思うが、授業時数が増えてくる、授業内容も従来と違って増えてくる。そういう中で、限られた時間内で教えていくのは非常に難しい。特に、PISA型入試というものを今後導入していくとか、そういった授業を展開していくためには、私自身が経験したことであるが、子どもにじっくり考えさせる授業をやっていくためには、授業時数をこなさなければいけない。

つまり、子どもたちに考える場と時間を与えないと、実現は不可能。「家に帰ってやっておきなさい」ではダメなので、授業時数を確保するためにも、少なくとも土曜日を授業日にしていただければ、大きな変化が起こってくる。我々自身が土曜日が休日になったために、学校行事もなかなか組んでいけない。それから授業準備についても、今まで6日間で、生徒に対して教育相談とか色々していく訳だが、そういう時間も限られてくる。

だから、教育の質を高めるうえにおいても、土曜日の休日をできるだけ廃止する方向でご検討願えればと思う。また、東工業高校の件について、もしお答えいただけるのであればお願いしたい。

(県民環境政策課長)

前回の部会において、宇山委員から県内の体育施設の整備についてのご質問をいただいた。一部の資料によれば、人口当たりの体育施設が全国で19位という数字が出ているが、実態としてはなかなかそうではないといったご意見であった。

今後の対応としては、新規の体育施設の整備は難しいため、既存の体育施設の有効活用を更に進めていくということを中心に考えてまいりたい。

旧東工業高校の体育施設についての活用状況については、現時点の詳細を把握していないが、土地については徳島県と徳島市のそれぞれの所有部分があると承知している。ただ今のご提言を踏まえ、この施設が有効活用できるのであれば、今後の対応の1つとして活

用させていただくということで、関係機関にも問い合わせし、検討してまいりたい。

(榊野委員)

徳島県は、23年度から「次世代林業プロジェクト」をスタートさせている。これは10年後に徳島県の県産木材の生産・利用を倍増させようというものであり、我々森林組合系統としても目標に向って一生懸命取り組んでいかなければならないと思っている。

しかしながら、これは、なかなか状況が厳しく、もちろんすぐに成果が出るものでない。今のところ評価Cとなっているが、それ以前の「林業再生プロジェクト」、「林業飛躍プロジェクト」においては、いわゆる3点セット、高性能林業機械の導入を進め、それで新間伐システムにおいて、これはかなり成果が上がってきたと思っている。

もちろん、これらを中心にこれからもどんどん事業を行っていくということで進めているが、来年24年度から補助制度が大きく変更になる。もちろん、補助に頼らない林業ができれば良いが、なかなか今の現状では難しいため、補助制度のことで提案させていただきたい。

簡単に言えば、徳島県が今まで進めてきた、3点セットなどのそういう機械を使って行う作業の補助金が6割ぐらいからもっと下がってくることになる。これは23年度から若干変わっているところもある。また、それだけではなく、徳島県・高知県も殆ど同じような状況の中、山が非常に急であるということで、従来からの集材機を使った架線の作業などを中心に行っているが、そうした架線を使った作業について（の補助が）下がってくるということ。

この架線の作業は、我々は非常に重要であると思っている。もちろん、その技術を今の若い人に伝えていくということ、それから、この作業に頼らざるを得ないとも思っている。しかし、今度、国の制度を変更し、全国一律という基準で、国は広い道を抜いて大型の機械を入れて効率を上げると言っている。

それは、もちろんその通りだと思うが、それに合わないような所、特に徳島県・高知県のような所では、そういうことが簡単にできるものではない。それなのに、徳島県が取り組んできて、成果をかなり上げているやり方を無視した補助制度に変わってきているので、是非この補助制度の見直しを強く要望してもらいたい。

そうでないと、この「次世代林業プロジェクト」において、大きな目標を掲げているが、これが掛け声倒れに終わる可能性もある。今の現状ではこういう制度を見直して、

我々も一生懸命取り組めるように、県からも国に要望してもらいたい。それが1点。

もう1点は、昨年9月の台風で和歌山県・奈良県に大きな被害が出た。私は那賀町の住民であるが、ニュースの映像を見ていると我々が住んでいる所と、災害のあった所が同じような地形である。もちろん、今までに那賀町の木頭・木沢でも大きな災害があり、まだまだ奥の方では迂回路のない所があったり、もし国道が寸断されると、孤立ということも起こる所がだいぶある。

今日言いたいのは、特に国道沿いの主要な幹線道路のことである。道路沿いの山は、例えば切り捨ての間伐をするにしても、何をするにしても道路に木が滑っていくこともあり、石がころがっていくというようなこともあって非常に危険である。今は、保険に入っているが、はっきり言ってやりたくない、もちろん経費も余分にかかる。

そのかわり、放っておくと木はどんどん大きくなって、ますますやりにくくなる。今のうちにできるだけ早く、主要幹線道路沿いだけでも、県の事業として必要な山の施業ができないものか、それを検討してもらいたい。山の価値を上げるというだけではなく、災害防止のため、孤立対策としてヘリポートを造るとか、無線設備を作るということが資料にあり、それももちろん重要であるが、災害に遭いにくい山を作ることも必要であり、検討していただきたい。

(林業振興課課長補佐)

まず、間伐の補助金制度についてご意見を頂いた。架線を使った搬出間伐について、補助金の減額が激しいということで、それを復元してほしいというお話であった。これについては、従前、県で定めていた架線作業の歩掛りが、国の制度改正により全国统一で歩掛りを設定することになった。委員ご指摘のように車両系の架線、いわゆるスイングヤーダーやタワーヤーダーを使ったものが全国的に多いということで、そちらに統一されており、その結果、実勢単価として徳島県が今まで実施していたものより、4分の1程度低いというのが、私どもで調べた状況である。

但し、本県の場合、どうしても林道や道を挟んだ対岸、深い谷の奥に間伐しなくてはいけない山が沢山あるため、現在も地域の実情に合わせて架線の歩掛りを県の実状に任せてほしいという要望をしているところである。今後、詳細なデータを揃えて、改めて国と協議等してまいりたいと考えている。委員の所属の森林組合においては、そのための実勢の歩掛り調査などについて、ご協力いただけるようよろしくお願いしたい。

あと、災害に強い森林づくりについても、平成21年度からの「林業飛躍基金」において、今まで整備できていなかった森林の定額間伐を進めている。それから切捨て間伐の補助制度がなくなったとのご意見であったが、整備不良の山についても、現在国で検討している切捨て間伐ができるような方向で、近々に要領・要綱を改正するよう対応していくとの話もある。また、決まれば、連絡をさせていただきたい。

(近藤副部長)

「資料2」の9ページ、2-1「農林漁業で若い後継者が育っていないため、しっかりとした施策を講じるべきである」と書いた項目について、2つ質問したい。徳島県内の耕地面積は、およそどれぐらいの面積であるのか。併せて、今現在の耕作放棄地の面積が、およそどれぐらいあるのか。

(農林水産政策課長)

委員から、県内の耕地面積と耕作放棄地の面積について、ご質問を頂いた。2010年の農林業センサスでは、耕地面積としては20,363ヘクタール、耕作放棄地の面積としては4,464ヘクタールとなっている。

(近藤副部長)

県は、数値目標として、新規就農者数を400人から800人と、約倍増の計画を立てている。実際に色々な声を耳にしており、若い方々が農業に新たに参入したいという声もあるが、県としては、この数値目標をクリアするために、こういった施策を講じるつもりなのか。

もう1点、経営農業への参入方法について、たやすく参入ができるようにするために、県としてどういう姿勢を示していくのか。というのは最近、TPPの問題が話題になっており、当然、農業団体からは反対の声が挙がっているが、私自身はかねてより参加すべきであろうと申し上げており、徳島で農業というのは県の基幹産業の1つであり、重要な位置づけを考えていく必要があるだろうと思っている。

そういう意味で、たとえTPPに加盟しようと、ゆるぎない農業というものを徳島県はしっかりと立ち位置を決めていかなければならない。そのためには、皆さん方ご承知のように就農者の平均年齢が66歳を過ぎている中で、新規参入者を求めていかないと、私も

この1月に65歳になったのだが、考えみるとそれよりまだ1歳、平均で年の多い方々が就労している。あと10年も経てば、恐らく、農作業用機械にも乗れなくなる可能性がある。

そんな中で、県として数値目標を挙げるのは良いのだが、実際にどういう方法でこれを達成していくという具体的な施策を考えていかなければ、私はこの数値目標は難しいだろうと思う。先ほど岩野委員からも話があったように、若い人たちが仕事に就けよと言っても、非常に個人の選択の希望が強く、言葉では簡単に若い人たちの農業参入と言っても、こんなエライ仕事に就いていく人たちというのは、なかなか難しいのではないか。

それで、例えば経営農業という形で会社が農業に参入してくると、はっきり言えば作物が穫れようと穫れまいと、その会社が責任を負う訳である。雇われた就労者というのはサラリーマンなので、当然社会保険も労災も担保されるし、経営農業に参入した会社の経営が悪ければ、それは会社の経営者・トップの責任であって、従業員にはしっかりした社会保障ができる。

こうしたことを考えると、簡単に若い人に農業に就きなさいということよりも、経営農業をどんどん拡げていくことが、非常に効果を上げる手段ではなからうか。面白いもので、「あなた農業をやきなさいよ」と言えば嫌なのだが、一旦サラリーマンとして就職をして、「あなたの仕事はこれですよ」となるのと、イメージ的に随分違う。

その辺りの意識を高めていくためにも、実際に県がこのことにどれほど取り組んでいくのかということによって、この400の数字が800を超える可能性もあると、私は思う。今言われた耕地面積が20,300ヘクタールぐらい、そして約4,000ヘクタールの耕作放棄地がある。一時、孫さんのメガソーラー、耕作放棄地でメガソーラーをやれば良いのではないかということであったが、あれをやれば下の土地は日が当たらないので、もう完全にカビが生えて、おそらく一生終わってしまうだろうと思う。

むしろそれよりも、もっともっと農業に力を入れること、県としてももっと力を入れてほしい。そのために具体的に、こういう規制緩和をしていこうじゃないかとか、こういう新規参入を促進できる方策を取っていこうじゃないかということは、これから県の方針として非常に注目される施策ではないかと思う。その辺り、今の段階ではなかなか具体的な話は難しいかもしれないが、こういう方法をまず考えているというものをお聞かせいただきたい。

(農林水産政策課長)

非常に力強い応援を頂き、ありがたく思う。まず、新規就農者の件であるが、年々約100人ぐらい新規就農の話はある。ただ、それを如何に定着していくかというところが大きな課題である。今回目標数字を上げているのは、実績として新規就農者がそれなりの数あるということで、上方修正している。

しかしながら、今私が申し上げたように、如何に定着していくのかが非常に重要であり、農業者として生活していくためには、大きく2つある。1つは、販売できるものが栽培できる技術が必要となる。それともう1つは、産業として資本整備、土地・機械といったものが必要になるという、この2点が大きな課題と考えている。

まず、技術関係については、1つは入口論として「アグリテクノスクール」などで学習していただくこともできる。また、それ以外でも大学生にインターンシップのような形で実際の栽培に携わっていただくということもある。現実には現場に入られた場合は、各農業支援センターが新規就農者に対して特に重点的に指導している。

次に、資本整備の関係については、まず新規就農される方に色々有利な資金制度がある。無利子でできるようにもなっており、また農林水産省の事業で機械を導入するにあたって、一定の額が定額で補助される制度もあるので、この辺のところは、今申しあげた支援センターを通じて、希望のある方に周知している。

これからの方針としては、国の言うほど大きな規模というのは、徳島県には馴染まないというのが現実問題であるが、ただそれでもやはり定着していくためには、それなりの規模が非常に必要になってくる。そうした中では、集落営農という形もあるが、農業法人という形での会社形式が大きな方向としてはあるのではないかと考えている。

そこに雇用されるという形で、新規就農というか農業に従事される方もできるので、その点についてもこれから力を入れていく部分ではないかと考えているところである。

(近藤副部長)

1点には、やはり今実際に農家を営んでいる方々でも、専業農家よりも兼業農家が非常に多くなっている。それで年齢も今申し上げたように、かなり高齢化しつつある中で、今現在農業をやっている方々と若い人たち、将来やってみたいという方々とをうまくマッチングさせて、そしてその方々から、農業大学校などで技術的な勉強をさせることよりも、今やっている方々からノウハウを直接、ふれ合いながら一緒にやっていくということも、

1つの方法としては効果があるのではないか。

そのことによって、逆に言えばそういった人たちと接することによって、若い人たちが人との係わり合いをもってくるという、1つの大きな効果もあるように思う。これは私の夢であるが、実現できるかどうかは別として、そういうマッチングをうまく考えるというのが、1点。

それと、もう1点。今、東北の被災地の方々に、この放棄地辺りに（移り住んでいただけるよう）呼びかける、特に東北は農業県なので、そういうノウハウを持った方々が徳島に移り住んでいただけるような方策も考えてみることも、非常に大きな効果があるのではないか。その辺りを含めて少しずつ、短期的にはなかなか難しいと思うが、今申し上げたようなことを進めることを強く希望している。

また、この問題というのは垣根を越えて考えていかないと。例えば、私どもは経済界であるが、経済界は経済界で「農林水産の分野にはタッチするな」ということではなく、販売ルートというのは我々も当然協力できるので、そういう垣根を越えて、お互いが協力し合うことを、これからは県としても中心になって考えていただきたい。領域を侵すことなく、協力し合えることは、いくらでもあると思うので、その辺りを希望として申し上げておく。商工政策課も来ているが、如何か。

（商工政策課長）

先般も6次産業のことでご質問を頂いた。当然、我々も商工団体の皆様も、基幹産業である農業と一緒に、6次産業化ということを大きく打ち出している。商工会などもそうであるが、今言われたように私ども県の中でも、農林水産部と一体的に連携を取って、農業あるいは商工業の発展について、これからも取り組んでまいりたい。

（近藤副部長）

実は先般、商工会連合会が6次産業のセミナーを開催した。興味があったので、私も受講生として参加した。全日程は消化できなかったが、半分ぐらいの日程を私自身が直接行って、色々話を聞いた。

講師の鳥巢（とす）先生から、色々話を聞いた訳だが、特にドレッシングについての話が多かった。これは、食品衛生法の抵触をあまり受けないということで、ドレッシングだった訳だが、その講習会ではかなりの人数の方々が真面目に聞かれていた。

そういう意味では、潜在的にかなり興味・関心を持っておられる方が多いと思うので、その辺りを是非これからも、どんどんそういう意識が高揚していくような施策を取り入れていただければというのが、希望である。

(岩野委員)

前々から疑問に思い、また興味があったのだが、新規就農の方を400人から800人にするという目標に関して、この新規就農者の平均年齢というのは、だいたい何歳ぐらいなのか？

というのは、県庁の方や教員の方、私の母体である銀行の人もそうなのだが、この度〇〇歳で退職するので、これからは農業をしますと言って、そこで就農する方が凄く多い。退職してから、農業は人生二毛作、2回目のセカンド人生を農業で始めますという方がもの凄く多い。

農業大学校も見に行くと、若い方に混じって凄くベテランの方が多くて、その方がスタートするのをカウントしていたのでは、いつまで経っても平均年齢が66歳から一向に若くならないように思うが、それもカウントして良いのかなと、いつも悩んでいる。

では、本当にカウントするのは25歳とか30歳とか、そういった方だけをカウントして800人なのかというところが、もの凄く疑問である。放っておいても、徳島というのは農業県なので、本当に55歳から始める就農みたいな感じで、年間である一定数の方は就農していると思うのだが、その辺の考え方、数の掴み方、方針なども教えていただきたい。

(農林水産政策課長)

まず、ご質問のあった平均的な新規就農者の年齢については、把握していない。新規就農に対する考え方としては、定年帰農のような方も含めて新規就農と考えているので、確かに60歳になって新規就農される方も、それなりの数がいると思う。本県は年間約100名程度が新規就農すると、先ほど答弁したが、そのうち多くの方は農家の子弟の方ということで、つまり農家の跡取りさんであり、だいたい6～7割の方が跡取りさんとして帰ってくる。

農業大学校のようなところや他大学の農学部などを、卒業されて就農される方という方は、それなりの数いるが、そうした方で、即就農する方というのは限られてくる。

他所に数年勤めて、だいたい20代・30代で帰って来られる方も、それなりにいる。申し訳ないが、年齢的には把握していないので、実状とすればそういうところである。

なお、例えば60歳で定年され、就農された場合であるが、私自身の農業者の方とのお話の経験では、50代が一番脂の乗っている農業者であると考えている。

技術的にも非常に高くなってきている時で、体力的にもまだまだいけるというところで、定年帰農ではなく若い方が就農されるというのがもちろん理想であるが、60歳で定年されても、私の考えとすれば15年は本県のために十分、働いていただけると考えている。

(永本委員)

2点ほど話したい。

「資料1」の51ページに昨年の部会において私が発言した「未成年者の犯罪被害について」まとめていただき、感謝する。これについて、私の言葉足らずもあり、補足のお願いをしたい。

「未成年については、現在、出会い系の犯罪等が問題になっている」と申し上げたが、実情は、フィルタリングソフトが機能しないモバゲー・グリーなどのゲームサイトで未成年者が大人と出会って、それで性犯罪に走るということが横行しており、フィルタリングソフトの推進だけでは意味がないといった、そういう実情がある。そのため、この「対応内容」に書いていただいているような携帯電話安全教室などを通じて、基本的な考え方を子どもたちによく分かるように教えていただければと思う。

また、消費者被害についても対応内容を書いていただいております、現行学習指導要領において消費者教育に係る内容が指導されているとのことだが、これについては、不勉強で、この指導内容がどういう具体的内容なのか知らないもので、できれば外部講師を呼ぶなど、十分に子どもたちに分かる、また興味を引く授業内容で「社会に出ると、こういうことがあるんだよ」と、分かりやすく教えていただければと思う。

以上が補足のお願いである。

もう1点は、同じく「資料1」の24ページの374番に「犯罪被害者への対応」が書かれている。これについての質問とお願いである。犯罪被害者支援連絡協議会の開催回数が犯罪被害者への対応の数値目標として掲げられている。私も弁護士会の犯罪被害者の委員会に所属しており、この連絡協議会にも参加している。

犯罪被害者への対応を数値目標とすることは大変難しいため、連絡協議会の開催回数を掲げられたのだと思うが、現実問題としてお願いとしては、警察の方でも被害届を受理した際に、おそらく現状では要件に当てはまる被害者の方にのみ、犯罪被害者代理人とか、そういう制度の説明をされているのではないかと思う。できれば、被害届を受理した際に、必要と考えられる方であればできるだけ多くの人に、例えば犯罪被害者代理人という制度があり、法テラスに電話をすれば、弁護士を雇っても基本的に費用負担なく付き添い等ができる制度もあるので、そういうことがあるんだということを教えていただけないか。

今、被害者支援センターの利用もなかなか数字が上がらない状況であり、犯罪被害者の方が自分の被害についてどう対応すれば良いのか分からないというところがある。市民の方が被害に逢われたときに、一番先に頼りにするのが警察の方である。警察で被害届を受理したり犯罪を認知した際に、例えば弁護士会から「パンフレットを置かせてください」とお願いすれば、それを案内していただけるような運用をしていただければ、被害者の方が被害に遭った際に悩まれる期間が少なくなるのではないかと思う。そういった対応を今後していただけるのかどうか、もしお答えいただけるのであればお願いしたい。

(教育総務課長)

最初に消費者教育のお話があったが、現在、学校では実際に消費生活センターあるいは金融広報委員会といった消費者に関する専門の方を呼んで、その方に外部講師として授業をしていただいている。

(警察本部企画官)

犯罪被害者の件について、回答させていただく。犯罪の被害者については、支援を必要とする事柄が、それぞれ多岐に亘るため、警察だけではなく検察・弁護士会、それから自治体等々関係機関・団体と連携して取り組む必要がある。

そのため県本部、それから各警察署単位で犯罪被害者支援連絡協議会を設立し、22年までの計画では毎年1回は会議を開催するという目標を設定した。この連絡協議会については、被害者支援に関し途切れのない、よりきめ細やかな支援を行うために、事例研究・意見交換を行い、連携を図ることを目的として、その回数を目標とした。

委員から話があった、犯罪被害者の届出・相談があった時に、弁護士会や法テラス等の

教示をしていただけないかとのことであるが、そういった横の連絡を密にするために協議会等を設立しており、現実には色々な相談が被害者から、また被害に関連して相談・届出がある。

その都度、現場において担当から、そういった悩みに対し、ニーズに合わせて関係機関をご紹介したり、また、警察では負えない場合には、関係する団体の方に紹介するため、パンフレット等の資料も用意させていただき、案内している。

(村上委員)

まず、この資料を見て、短期間でこれだけの資料を作られたこと、素晴らしいと思い感動した。この度は、私の専門でもある不動産の評価・価値という側面から、少し話をさせていただきたい。

ご存知のように、徳島県は不動産の地価がどんどん下がっており、留まるところを知らない。前年の下落率よりも今年下落率の方が大きいという状況がずっと続いており、それが一部を除いてなかなか留まるところを知らない。地価は、その地域の活力を表すバロメーターである。資産価値が下がるということは、それだけで所有者は悲しい。

もっと現実的に言うと、担保価値が下がると、融資を受けられない。もしくは、新たに融資を受けようとしても、非常に少ない融資しか受けられない。実際、借金をしている人が追加担保を要請されたりして、非常に苦しい立場にある。こういうことで、下がるということはやはりよくない。買いやすいという面もあるが、基本的にはよくない。

特に、中心市街地・商業街を中心とした所の地価の下落率が著しい。これは徳島に限らず、全国どこでも既成商業街の地価の下落が著しい。なぜ地価が下がるのかというと、これは私の持論であるが、売希望価格、地主さんが提示する金額と買おうとする需要者の金額が、あまりにもズれている。こういうところで、どんどん地価が下がっていくという、1つの原因が考えられる。

既成商業地の地主さん、だいたい店主さんが多いのだが、そういう方は例えば坪100万円だと依然思っている。ところが、他所から商業地として買おうとする人は、「とんでもない、20万でもいらないよ」という話が現在ある。そういうことで、どんどん下落して、これは最終的にどうなるかというと、「タダでもいらない」ということになる、その街の活性化が自力では再生不可能になる。

そこで、1つの方策として、商業地としてはいらないが、住宅地としてなら、まだそこ

に住んでおけば郵便局・銀行は近い。ショッピングセンターは小さいけれどもある。色々と都市施設の効用を受けられるということで、中心市街地に住宅地としての需要というのは、まだ商業地としての需要に比べれば少し多くあると考えられる。

したがって、住宅地としての需要を中心商業街にもって来るということに、ある程度ターゲットを当てて需要を喚起するような方策を、もし打ち立てることができるのであれば、商業街としてもその住民の人たちを需要層として、自分の商売のお客さんにすることもできるということが考えられる。それで「都心居住」という方策ともマッチングする。そういうことが言えると思う。

この資料を見ると、Iターン・Jターン・Uターンとか色々あり、都心から帰ってくる受け皿の1つとして、都心居住をぜひとも推進していただきたい。それで県産材の住宅供給についても、周りの住宅地というイメージだけでなく、都心の住宅地の供給ということも、あえて意識的にやっていただければと思う。

それで、この事業の中ではどれかということ、にぎわいづくりで万代町の倉庫街という話で、非常に斬新な事業であると同時に、かなりの創意工夫も必要な社会実験で、市街地近郊エリア再生と有効活用のモデルケースとなるよう望んでいる。

目標設定数、入場者数を非常に増やしており、実際に色々のご苦労も予測されるが、色んな広い範囲から、県全体からその人たちを呼びこむことの他に、その背後の住宅地の価値を上げるような事業であれば、そこから人を更に追加で呼びおこせるので、目標数値に少しでも近づけるようにできるのかなと期待している。

(運輸政策課長)

今、委員からお伺いしたご意見であるが、特に、個別の問題として万代町のことを取り上げていただいた。去年スタートしてまだ2件であるが、今後、活性化も含め、全部で19棟ある倉庫街が活性化し、それが経済の活性化に繋がるように、しっかり取り組んでまいりたい。

(唐渡委員)

1つは、「資料2」の10ページ、大学生に徳島県内での実証フィールドの提供について、数値目標を110人に上方修正ということ、非常に嬉しいことである。それと徳島県内に入ってくる方と、逆に徳島県の学生、例えば、徳島県外でもこういう事業を行って

るのか、やっているのであれば、県外に出た大学生が帰ってこれるようなフィールドも作っていただきたい。それは、大学同士の連携にもなるかと思う。横の繋がりをどんどん作って行っていただきたい。

それと、もう1点は、12ページ、農林漁業の中の鳥獣害。私が特に言いたいのは、サル・イノシシ・シカの被害であるが、今現状、狩猟免許を持っている人の高齢化が進んでいる。そこで、やはり若い人にどんどん取ってもらうように、広報等を行っていかねばならないのではないかと思う。それで、イノシシ・シカの処理施設を増やすのもそうだが、やはり狩猟ができる人を増やさなければ、なかなか増えないのではないか。

それと、もう1つは里山の整備ということも入ってくるのではないかと思う。人が暮らす所と山との境をきちんとしておけば、昔はそこまで害がなかったと思うので、そういう点でも進めていただきたい。

(農林水産政策課長)

まず、「実証フィールド」の関係でご質問を頂いた。この制度は、徳島県内には農学部がないので、県外の大学の農学部の学生さんに現場の農業を体験していただく。ひいては、その方が徳島で就農されることもあるだろうということで行っている。この事業については、本年度実施を始めた事業であるが、当初想定していたよりも希望が多かったという非常に嬉しい状況であった。

委員からは、逆に県内出身の学生さんを含めたらどうかということであったが、今のところ制度として、県内出身・県外出身ということで区分けはしていない。人数の比率について、今手元に持っていないので分からないが、いずれにしても県外の大学にある農業系学校の方を受け入れている。

それともう1点、鳥獣害の関係であるが、里山の整備がやはり必要だったのではないかと委員が言われた。だんだんと中山間等が荒廃し、山と里との区別がついていない所では獣が身を隠しやすいという状況もある。また、そこで活動している方々が減っているという中で被害が増えている状況である。

それで、市町村を中心に策定している鳥獣の防止計画などにおいても、例えば、グリーンゾーンの整備や里山自身で集落ぐるみで鳥獣の被害を受けにくいような集落づくりも進めているところであり、またご指導の方をよろしくお願いしたい。

(県民環境政策課長)

先ほど、「狩猟免許取得者の増」についてのご意見を頂いた。「資料1」の17ページに、「新規狩猟者の確保」という目標数字があり、これについてもC評価となっている。

年々狩猟免許取得者が高齢化する中で、新規の狩猟免許取得者を確保するため、平成22年度の年間180人という目標であったところ、実績としては172名で、わずかながら達成していないということでC評価となっている。

ただ、その前年、平成21年度は74名であり、22年度は100名程度増えた。そこに記載のとおり、試験回数を従来年2回行っていたのを年3回行う、あるいは休日に試験を行うといった対応策を通じ、21年から22年度に100名程度、新規の狩猟免許取得者が増えた。

ご指摘にもあったが、農業被害を防ぐには「狩猟免許取得者の増」も重要な要素であるので、農林水産部とも協力しながら、今後とも「新規狩猟者の確保」について取り組んでまいりたい。

(飛田委員)

前回、私が質問した時に、それぞれ回答を頂き、食育に関して学校給食などを通じて非常に積極的に取り組みをされているとのことであった。

最近、JA全農徳島さんと一緒に『あわわ』で高校生の料理コンテストを行うことになった。その時に、最近、学校教育でも給食などを通じて、特産品のPRなど、そうした知識が若い人たちにも伝わっているはずとの話をしたところ、逆に、あまり伝わっていないという話を伺った。あまりそういうことが浸透していないので、こういうレシピコンテストも積極的に行っているというようなお話であった。

「資料2」の10ページにある「とくしまジョブステーション」の活用のところでも、仕事を探している人を探す企業というか、私は求人募集している企業の立場だが、アルバイトでもいいので誰か若い人たちに、「あわわ」に来てもらいたいと思った時に、ジョブステーションの方に電話をして、「実は求人募集している。アルバイトでもいいので誰か来てもらえないか」という話をした時に、「そういう話は職安にしてください」と言われて、「全然ワンストップステーションじゃない!!」と思った。

あと、パーソナルサポートサービスなども行っているが、うちのスタッフでも子どもを産んで1回仕事を辞めて、また戻ってきたいという話がよく出るが、子どもを見てもらえ

るところがない。預ける場所がないということで、生活安心クラブさんなどが行っている託児とか一時預かりのサービスがあるが、1時間700円で子どもを預かってくれる。

ただ、アルバイトやパートであれば、時給が1時間750円～800円で、子どもを預けると何をしているのか分からない。儲けは1日500円ぐらいというような状況で、実際にこの対応内容や対応策に入っている数字・文言を見ていると、本当に何だか全部が解決されそうなイメージなのだが、皆さんはこの数字を立てたり、この資料を作る時に、どれぐらいの実感をもって作られているのか。

はたして、この方法で本当に良いのかどうかという漠然とした疑問が、ずっとこの会議の中でもあった。なかなかお答えにくい質問であるかと思うが、実際のところどうなんだろうな、というのが正直なところである。

(労働雇用課長)

求人者の電話をジョブステーションにされた時に、「求人者はハローワークを通じてしてください」という話だったと？

(飛田委員)

そのとおり。

(労働雇用課長)

今の制度上は、求人する場合はハローワークを通じていただくのが一番良い。そうしないと、色々な社会保険や制度の恩恵を受けられない。

ただ、ジョブステーションは、若年者あるいはマザーズという母親の方がワンストップでサービスを受けられるという目的で設置している。そこには県の機関と国の機関がそれぞれ入っている。それで、現在の制度上は求職・求人を行うのは国の労働局・ハローワークが主管しており、ジョブステーションでの県の役割としては来られた方に、まずどういう内容で来られたのかということをお引取りし、それで「そういう内容であればこういう所がいいですよ」ということで、ワンストップで紹介するという業務を行っている。

委員が電話をし、「ハローワークを通じて求人をしてください」といったのは、我々としてはジョブステーションのどなたが返答したのか分からないが、そういう話があった時にはきちんと対応するように申しておきたい。

(教育総務課長)

最初に、給食の話があり、なかなか現場の高校生に十分浸透していないという指摘であった。確かに、食育については非常に難しいところがある。

私どもで近年行った色々なアンケートにおいても、朝食を抜いてくる小中高校生がかなり多かったり、あるいは朝食を食べていても例えば菓子パンだけとか、ご飯とふりかけだけというような、いわゆる主食だけの食事をしてくるような生徒も多数いるというのが実情である。そういった中で、私どもとしては栄養教諭という管理栄養士の資格をもって、かつ教壇に立って食育を教える資格のある教諭を平成17年から配置したところである。

食育自体が割合最近の取組みであり、この栄養教諭についても6年前からの配置と、まだ十分現場に浸透しきっていない面はあるかと思うが、この栄養教諭についても人数を今増やしているところであり、なるべく現場に浸透していくように取り組んでまいりたい。

(真田委員)

2つあるが、まず1つ目、先ほど食育の話が出ていたその関連で、「資料1」の49ページで、前回「儲かる農業について」の話があり、それについて「ブランド化」という回答がなされている。儲かる農業では、1戸・1戸の耕作面積が小さいので、付加価値のある農作物を作るということは大事だと思うが、消費者が今のままでその付加価値を理解することができるかということ、それはかなり疑問である。

いくら付加価値のあるものを作っても、それが理解されなければ、手に取ってもらえないので、食育の面では栄養のバランスのことも大事であるが、そういう付加価値が理解できるような教育も行っていただきたい。実際には消費地である関西などでも広く行わないと、あまり意味はないが、そういう付加価値のあるものを作ることが大事であるという生産者を育てるという意味と、消費者を育てる両方の意味から、徳島県内でできることはやっていただきたい。

もう1つは、資料2の10ページに関し、先ほど近藤委員から「垣根を越えた…」との話があった。若い人たちが農業を始めて永住してもらえるような方法として、就業体験について書かれているが、実際に色々な声を聞くと、新たに過疎地域の集落に入って農業を始めたいけれども、そこで家がない、住むところがないという話がある。

それで農林関係の話だけではなくて、空き家対策の方も同時に進めていって、行政がすると選べないので早い者順みたいな感じになってしまうが、そこを、例えば新規就農する人に優先的に空き家を配分するなどの、総合的な政策が必要なのではないか。

(農林水産政策課長)

2点、ご質問・ご提言を頂いた。まず、農業を儲かる農業にしていくためには食育、特にせっかく作った付加価値を消費者の方に十分ご承知いただかないとダメではないかとのことであった。全くその通りであり、例えば安い外国産のものと、丹精こめて作ったものと、価格が違っていて、どうしても安いものに手がいく。

私も日常的にそういうことはあるが、そうした中でその価値を見い出していただき、徳島のものを買っていただくということは、非常に重要であると考えている。そうした中で、我々もブランド戦略を進めているところであるが、その中で特に食育、徳島県内において“地産地消”を推進していただく道も色々考え、登録制度なども行っているところである。

また、県外についても、徳島の場合は関西を中心に販売しているが、量販店・飲食店などのご協力もいただきながら、「徳島県のものはとても美味しいんだ、美味しいから高くても価値があるんだ」ということを知っていただくように努力している。

まだまだ実際は、景気の関係もあり、消費者の方が高くても買うんだという、そういう状況ではないが、この事業を更に進めていきたいと考えている。こういうことは、草の根的な動きも必要になるので、それぞれ本日お越しの委員さんも含め、ご協力をよろしくお願いしたい。

それから、新規就農について、空き家対策も含めて総合的に対策をとっていくべきではないかというご意見であった。新規就農の場合は特に、例えば法人であっても働き場所が必要であり、また自身が経営主となって栽培するということになる、農地も必要であるとか、色んなことがある。

この点については、市町村が中心になるが、先ほども申し上げたように、県内に各農業支援センターがあるので、その中で市町村等と連携しながら進めてまいりたい。

(山上委員)

「資料1」の45ページの「認知症疾患医療センター」に関して、「早期の設置に向け

て検討を実施している」と回答頂き、感謝したい。

現在、市町村では第5期の介護保険事業計画を作成中である。この中には認知症対策を書き込むということになっているが、その委員さんたちと意見交換をする中で、「実際ほな認知症はどこに行ったらええんで」と言われて、答えに詰まってしまうところがある。やはり、認知症のパスの中で、中心になるのがこの認知症疾患医療センターになるので、本当に早期の設置をよろしくお願いしたい。

それと、もう1点は本当に門外漢なので、質問するのはどうかなと思ったのだが、教育に関して、今日の日経新聞の一面が東大の秋入学の検討ということであった。グローバル化への対応ということなのだが、今わりと若い人が内にこもって、留学する人が減っていると聞いている。

息子の友達でも、チャンスがあってもなかなか留学しないと聞いた話を聞くが、子どもたちにその動機づけというか、国際化への動機づけとして、まず1つは外に出てみる体験、研修旅行などがあると思うが、それに対する補助や推進している施策は、何かあるのか。

逆に、行かなくても向こうから来てくれて触れ合うと、「この人がいる国って、どんな所だろう？」とか、興味をもつと思うので、そういう触れ合える機会を増やしていく。この度、中国湖南省との友好の締結もあった。できるだけ外に向いていこうという芽が芽生えてくるようなことを、何かされているのかということをお教えいただきたい。

(健康増進課長)

前回も要望頂いた「認知症疾患医療センター」に関し、現在、精神の入院患者の中で、血管性および詳細不明の認知症を含むアルツハイマー病で言うと、平成11年の36,700人から平成20年には51,500人と、40.3%の大きな伸びを示している。

また、認知症の治療薬についても、従前は1種類しかなかったが、23年になって3種類が追加され、認知症自体は止まらなくても、その発症を抑えていくという取組みが進んでいる。こういった状況の中で、やはり早期の対応が必要であるということになっている。

認知症疾患医療センターは、そういったことを踏まえ、鑑別診断をきちんと行う、専門医療相談を受ける、身体合併症に対応する、それから福祉の分野等と連携する情報センターを作ったり、研修会・連絡会を設けるといふ、認知症疾患の中核的な役割を果たすと

ということで、全国に整備が進んでいる。本県についても、できるだけ早期の整備に向けて、鋭意努力しているところである。

（教育総務課長）

最近の若い世代に、海外に出て行く意欲が足りないのではないかといったご指摘であった。確かに色々なデータ等を見ると、そうした傾向がある。海外にも目を向ける子どもたちに育ててほしいということで、私どもも色々なことを考えているところであるが、そのためには海外からの刺激、外に目を向けてもらえるような刺激を子どもたちに与えていくことが何より大切であると思っている。

そのため色々なことをしているが、1つには教員の面がある。各学校には基本的にALTということで、これは英語圏の方が中心であるが、海外から実際に外国の方に来ていただき、英語を中心にした指導を行っている。このALTというのは、一定の世代より上の方にとっては、あまり馴染みがないと思うが、今の若い世代にとっては外国の方が学校の中に普通にいて、普段からお話をするという状況ができています。

また、海外に派遣する教員、徳島県の教員を海外に派遣するというのも行っており、小中学校であれば海外に日本人学校が多数あるので、先進国から発展途上国まで含めて世界各地、様々な学校に教員を派遣している。そういったところで経験を積んだ方が、また徳島に戻ってきて、その経験を踏まえて教育を行うということもしている。

他にも、例えば修学旅行などで海外に行く学校もある。これは、特に補助等はないので、若干お金の面で高くなってしまいうことはあるが、学校によっては海外への修学旅行を行っている。それと最近、徳島県全体としても特にドイツのニーダーザクセン州、あるいは中国の湖南省と友好提携を図っているところであり、そういった外国の学校との交流ということも進めている。

ちょうどこの前、湖南省にある長沙市第一中学校と県内の城ノ内中学校の生徒が、インターネット回線を通じてテレビ会議を行った。ちょうど私自身も湖南省に行っており、現地でそのテレビ会議を見ていたのだが、湖南省の生徒と城ノ内の生徒が、主に英語を使って両方で色々な現地の文化や食生活について紹介し合うという事案であった。

それぞれの生徒に聞いたところ、大変よい刺激になった、特に城ノ内の方にとって非常に良い刺激になったということも聞いている。そういった様々な取り組みがあるが、目を外に向けていけるような生徒になってほしいと考えている。

(住友部会長)

時間も若干オーバーしており、委員の皆さま全員から貴重なご意見も承ったところで、本日の意見交換を終了させていただきたい。

なお、本日の会議資料については、12月13日の第1回会議と本日の議論を踏まえ修正のうえ、総合計画審議会本会での審議に繋げていくため、部会から報告をさせていただきます。

また、県においては、委員の皆さま方から頂いた貴重なご意見・ご提言を踏まえて、再度検討いただき、2月に予定されている総合計画審議会に向けて、「いけるよ！徳島・行動計画」の推進見直し作業を進めていただきたい。

なお、本日の会議内容について、まだ何かご意見等があれば、後日でもよいので、事務局の政策企画総局までご連絡いただければと思う。

4 事務局説明

- ・「資料1」の43ページ以降、前回12月13日の部会での意見・質問の内容について再度ご確認をお願いした。修正等があれば、事務局までご連絡いただきたい。修正後の内容で資料を作成し公表するとともに、2月の総合計画審議会の資料とさせていただきます。
- ・本日の会議録の公表については、事務局で取りまとめたうえで、各委員の皆さまにご確認頂き、ご発言名者も入れた形で公開したい。
- ・次回の開催については、夏ごろを目途に開催をしたいと考えている。日程等、詳細が決まれば、改めてご連絡させていただきます。
- ・お手元に「いけるよ！徳島ロゴマークの公募について」というチラシを配らせていただいている。本県の県政運営の合言葉である「いけるよ！徳島」に相応しいロゴマークを現在募集中であり、1月31日まで募集している。

委員の皆さまご自身、もしくはお知り合いの方でこういった関心がある方に、是非ともお声を掛けていただき、多くの皆さんからご応募いただきたいと考えており、ご協力をよろしくお願いしたい。

5 閉会